## 18歳から 一人で契約できる!



2022年4月から、民法における成年年齢が20歳から18歳に! これにより、18歳で、法律上は大人として扱われます。

## 成人になると、保護者の同意なく自分の意思で、様々な契約が できるようになります。

- ▶契約とは法的な拘束力を持つ約束で、基本的に一方の都合だけでやめることはできません。
- ▶未成年が保護者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権が行使できますが、成人になって契約した場合は行使できません。
- ▶新成人、特に18歳で成人になる人たちは、社会経験がまだ浅く様々な勧誘のターゲットになる可能性が懸念されています。

## 新成人の方へ

- ▶契約するかどうか、誰とどのような内容ややり方で契約するかは、自由に決めることができます。自分にとって本当に必要な契約か、内容を理解し、よく考えて納得したうえで決めることも大切です。
- ▶自分の判断だけで契約できるように なりますが、守るべき義務も発生 します。自由には責任が伴うことを 自覚しましょう。

契約について、困ったことがあったら、すぐに 消費者ホットライン(188)へ相談しましょう。 お住まいの自治体の消費生活センター等につながります。



発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄 更新: 2022年9月1日